



鳥取県公報

平成14年 5月24日(金)
第 7 3 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (310) (健康対策課)	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (311) (")	1
	保安林の指定の解除 (312) (森林保全課)	2
	公共測量の終了 (313) (管理課)	2
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (314) (道路課)	2
内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (2)	3
調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課)	3

告 示

鳥取県告示第310号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら歯科診療所	東伯郡泊村大字泊1204 - 1	平成14年 4月 1日
ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目 3 - 10	平成14年 4月10日
ふじせクリニック	米子市両三柳5480	平成14年 4月15日
山本泌尿器クリニック	米子市車尾305 - 5	平成14年 4月27日
医療法人社団おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目67	平成14年 5月 1日
加藤クリニック	米子市皆生三丁目 6 - 32	平成14年 5月13日
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目201	平成14年 5月 1日

鳥取県告示第311号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目67	平成14年4月30日
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目201	〃

鳥取県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町松神字土ウダ1185
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（淀江町下水道平面図作成）
- 2 作業地域 西伯郡淀江町
- 3 終了年月日 平成14年5月10日

鳥取県告示第314号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	秋里吉方線	鳥取市富安一丁目64地先から同市富安一丁目1地先まで

内水面漁業管理委員 会 告 示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成14年 5月24日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 湯 村 良 章

採 捕 を 禁 止 す る 河 川	禁止する漁法	禁止する期間	
1 千代川水系に係る河川	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び同郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成14年 6月 1日から 同月14日まで
	上記以外の区域	投網	平成14年 6月 1日から 同月30日まで
		さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成14年 6月 1日から 同月14日まで
	投網	平成14年 6月 1日から 同月30日まで	
2 天神川水系に係る河川	投網 ヤス	平成14年 6月 1日から 同年 7月 1日正午まで	
3 日野川水系に係る河川	投網	平成14年 6月 1日から 同年 7月 1日正午まで	
4 加勢蛇川（東伯郡東伯町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成14年 6月 1日から 同月30日まで	
5 勝田川（東伯郡赤碕町大字佐崎154 - 1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成14年 6月 1日から 同月30日まで	
6 甲川（西伯郡中山町赤坂779 - 2地先甲橋下流端から下流の区域及び同町羽田井1968地先大和田橋下流端から同町束積576 - 1地先馬籠橋上流端の区域）	投網	平成14年 6月 1日から 同年 7月31日まで	

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 128,555,910円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部税務課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220